

第 51 回琵琶湖レジャー利用適正化審議会【議事録】

■日時：令和元年 12 月 25 日（水）10 時～12 時

■場所：滋賀県庁北新館 5-B 会議室

■出席委員：井手委員（会長）、岩寄委員、植田委員、浦部委員、久保委員、田中委員、辻村委員、大久保委員、藤野委員、水谷委員、山本治一郎委員、山本久子委員、吉田委員 【出席 13 名、欠席 2 名】

会議次第

1. 開会

- ・部長挨拶

2. プレジャーボートの航行規制水域の変更について（諮問）

3. 議事

- ・事務局より（1）プレジャーボートの航行規制水域の変更について
（2）琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況等について
議事について説明後、それぞれ以下のとおり審議が行われた。

審議事項

（事務局）議事（1）プレジャーボートの航行規制水域の変更について説明。

（会長） はい。説明を有り難うございました。只今、事務局から説明のありましたプレジャーボートの航行規制水域の変更案についていかがでしょうか。

変更の主旨、内容についてはご理解いただけましたでしょうか。

もし、特にご質問がないようでしたら変更案そのものにつきましてご意見をお願いします。

（委員） 有り難うございます。この提案に関しましては守山の真珠というのが滋賀県の中でも淡水真珠が大きな念願の一つとなっておりますので、真珠の養殖に関してプレジャーボートの波が大変な悪影響を及ぼすと考えます。

資料 13 ページにありますように利害関係者と協議して、関係市の意見聴取をしていただいております中でも、消波施設の域外であればよろしいということでウェイクボード協会さんの方にも了解を得ているということですので、この答申に関しましては受け入れていただいて、答申を発効していただきたいと思っております。

（会長） 有り難うございます。他にご意見いかがでしょうか。

委員もおっしゃいますように淡水真珠の復活ということが、特に琵琶湖の中でも汚濁が激しかった赤野井湾で実現できるようになったということは 10 年前から考えると隔世

の感があります。ちなみに確か真珠養殖というのは、真珠の核を入れてからできるようになるまで3年かかり、生育環境を維持することが重要であると聞いています。ほか、いかがでしょうか。もし特にないようでしたら私の方から一点だけ補足の説明をお願いしたいのですが、資料11頁の今回、変更対象となる第2号の航行規制水域で、ウェイクボード等のえい航の走行禁止する「×」という記載ですが、水上オートバイ、その他のプレジャーボートが「△」となっていますが、この点に関して今一度、補足説明をお願いします。

(事務局) ご説明不足で申し訳ありません。先程、ウェイクボードのえい航については禁止、水上オートバイ、その他のプレジャーボートについては「△」と書かれていますが、考え方の所の下に書いていますが、最短距離での走行は可能で離発着は可能ですが、その水域内においては、ゆっくりと真っ直ぐブイの外まで出てください。というものでブイの外では自由に水上オートバイ、その他のプレジャーボートは走行していただいて良いのですが、航行規制水域内においては非常にゆっくりのスピードで出ていただくということで「△」になっています。

(会長) 有り難うございました。マイクの方をお願いします。

(委員) このエリアで釣りをするというのは現実、難しい感じになるのでしょうか。

(会長) 事務局の方からお答えをお願いします。

(事務局) 普段バスボートによって釣りをされている方には、養殖施設の近くでの釣りについては、配慮をいただきたいのですが、現在と同様に釣り場に来るまでは普通のエンジンで来られ、釣り場付近ではエレキといひまして電気モーターでゆっくりと近寄られて釣りをされるというのがありまして、そこについてまで今回のこの規制で禁止するものではございません。

(委員) はい、わかりました。有り難うございました。

(会長) ほか、いかがでしょうか。はい、マイクをお願いします。

(委員) ここの部分の拡大について全然異論はないですが、烏丸半島の南側、写真でいうと真珠養殖場の南側の湖岸で年に3回釣り大会をしています。まさにウェイクボードが走りまわって非常に危ないということで、県警の方からも連絡してくれと言われていたが、全然おさまりませんので、この南湖の東側について7ノット規制というのを、多分、管轄が違うのかと思いますけど、これを広げるという考え方はないのでしょうか。特に最近ちゃんと使っている人にとっては不便な規制でないと思うのですが。

(会長) 7ノット規制についてということでしょうか。

(事務局) 前回の 50 回の審議会の時に委員から 7 ノット規制の拡大についてご発言をいただいております、当審議会につきましては、琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に基づくものでありまして 7 ノット水域については水上安全条例で公安委員会が所管することになっております、この審議会においてはレジャー利用適正化条例に基づくところでご意見をお願い致します。

(委員) 会から強くいわれているもので発言させていただきました。よろしく申し上げます。

(会長) 有り難うございました。7 ノット規制とはちょっと違いますが、航行規制水域の今回のような変更がありますと、この審議会の審議事項となります。前回の変更はいつでしたか。

(事務局) 前は平成 24 年 3 月に変更しておりますので、ほぼ 8 年振りです。

(会長) 今回のように地元からの強い要望、それと関係者間での合意があれば変更が可能だということですね。ほかにいかがでしょうか。

(委員) 初歩的な意見ですが、今現在、規制水域はここですね、現状は。消波施設がここに設置されていると今現在、変更するというのは良いと思うのですが、当初、ここに指定されたときには消波施設が既にあったのですかね。

(事務局) 当時からこの消波施設はございました。この範囲で航行規制水域を指定させてもらったが、当時審議会の付帯意見として、適宜、しっかり見直すことを前提に、この範囲で指定するというのを玉津小津漁業協同組合と県とウエイクボードの各関係者で話し合い、指定したという経緯がございまして、その中で付帯条件を適宜、見直していこうという中で状況を積み重ねて、今回の変更に至っているということになります。

(委員) そうしたらここに養殖施設場があるということで、初めからここには消波施設のところまでは指定は考えておられなかったのですか。

(事務局) 最初からここまでしておけば良かったのではないかという意見だと思うのですが、当時は利害関係者との調整の中で、とりあえずこのラインまで引こうということでご同意が得られたと確認しております。

(会長) 個人的に察しますのは、当時は赤野井湾の真珠養殖は試験的にやられていただけで、ここ数年やっと製品として出せるようになったのかなど。そのあたりも規制に対する要望が強くなった背景にあるのかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。

(委員) 先程、会長の方から質問のありました資料 11 ページのプレジャーボートの航

行規制水域の変更については15Km/h以下で航行ということで「△」のマークということですが、現実、真珠の養殖をするにあたって、どのくらいの影響が出るのか十分に計算されてOKなのか、私のところでは実際にやっていないのでわかりませんが、今はイケチョウ貝が少なくなっている中で真珠を養殖するのは難しいことで、殆ど内湖でボート等が入っていない所でやっているのが実情ですが、ここも結構ボートが行き来している感じは私もちよこちよこ行きますけど、もっとスピード制限をきつくした方がどうなのかなと思いました。

(会長) 有り難うございました。今の意見に事務局の方からコメントございますか。

(事務局) 我々もこの水域に、今回、消波施設まで拡大するというので、より厳しい指導監視、取り締まりが出来ることとなりますので、そもそもこの航行規制水域でえい航自体が禁止されますので、中を走ることすら条例で禁止となり、そういった点では広めることになり、より規制に厳しい活動が出来るかなと思っています。

(会長) よろしいでしょうか。

(委員) わかりました。

(会長) ほかにご意見、ご質問いかがでしょうか。よろしいでしょうか。幾つかのご意見をいただきましたが、いずれも諮問されました案について修正を求める意見はなかったというように理解しました。

つきましては事務局案の通り変更するというので、本審議会として結論づけてよろしいでしょうか。

(全委員) はい。

(会長) 有り難うございます。そうしましたら最終的には知事に答申しなければならぬのですが、答申文の作成については私の方に一任していただけますでしょうか。

(全委員) はい。

(会長) 有り難うございます。そうしましたら、事務局と相談して答申案を作成させていただきます。答申の手渡しについては、1月の中旬頃になるかと思われます。答申書については後日、委員の皆さまには送らせていただきます。有り難うございました。

(事務局) 議事(2)琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の進捗状況等について説明

(会長) ご説明を有り難うございました。何分にも膨大な資料の中からかなり選んで報告をいただきました。ただいま報告をいただいた点、或いは報告をいただかなかった点でも結構です。何かご意見、ご質問のある方、お伺いしたいと思います。いかがでしょ

うか。

(委員) 一つ確認を、びわこルールキッズって前から10月までやっていましたか。

(事務局) はい、10月まで開催していました。去年は10月31日まで開催していました。今年度から開始日を7月1日にしております。

(委員) ちょっと前にずれたのですか。

(事務局) はい、そうですね。2018年は7月21日から開催しておりました。

(委員) だんだん変わっていているのですね。はい、わかりました。

あと、先に説明していただいた9ページの外来魚駆除としては完全駆除をというのを目指しているのですが、生物学者の立場からすると無理そうな気はしますので、啓発が一番大事かと思います。ところがその上にある日釣振の釣り大会の外来魚有効利用釣り大会なんて名前になっていて、しかもブラックバスという言葉が一言もパンフレットとかチラシに出てこない。そういうことをしているとブラックバスはいいのかと間違ったことを啓発してしまうことになるので、絶対入れるべきだ、もう入れないならこんなところとやらんで良いやろというのが会としての意見になっています。その辺、ちょっとよく考えていただきたいと思います。

あともう一点、会として言われているのは11ページの上の方に環境にやさしい云々で次のことと書いてありますが、最近、環境中のマイクロプラスチックとか大きな問題になっていますが、ルアーの、特にソフトルアーなんかプラスチックで、特に引っかかって残ってしまったりすることが多いので、ああいうのは禁止にしてもいいんじゃないかと琵琶湖では、そういうのを考えていってもいいんじゃないかというのが会から意見をもらっています。これってレジャー用品は環境にやさしいもの云々については、特にルアーについては書いてないのですが、そのへん加えていただけたら有り難いと思います。

以上です。

(会長) 有り難うございました。ご意見としましては二点ありました。よろしいでしょうか。一番目は9ページの一番上にブラックバスという名前がなく、外来魚では駄目だという御意見ですね。

(委員) そうですね。外来魚有効利用釣り大会となっていて、多分チラシの中にはブルーギルしか出てこない。で、ブラックバスはまるで駆除しなくていいようなイメージを持たれるので、そういうイメージを持たそうとしているんでしょうけども、ですのでその辺、改善するかももう止めてしまえと思っています。

(会長) ただこちらは協会さんが実施されている会ですので名称については変えろとは言えませんのでご意見としてお伺いしておきます。

(委員) はい、一応、共催ということになっていますので、共催から抜けてもらったら別に結構です。

(会長) それから二点目は環境にやさしい釣具という中で、タングステン製の錘については記載があるんですが、それについても規制制限はないのかというご意見ですね。

(委員) はい、そうです。錘については、特に規制ではなくて、多分釣り大会で使われている仕掛けを変えましたということだと思いますけど、多分そうです。

(会長) はい、すいません。これの書きぶりは県がやっている釣り大会でのということですね。

(委員) まあ、そういうことです。いろいろ主張されていく中でソフトルアーとかの問題とかも主張されてはいかがかと。

(会長) という御意見ですね。こちらについて今の時点で事務局の方からなにか。

(事務局) はい、有り難うございます。ご指摘いただいている中身は、県としても率先して条例の方にも書いておりますし、ルールブックとかの中でレジャー用品は環境にやさしい製品を使いましょうとか、各団体さんが釣り大会をされる時に、県として釣り竿を1200本持っていて貸し出しをしていると、条例で環境に配慮した製品を使いましょうといっている県ですから、率先して鉛ではなくてタングステン等、出来るだけ環境に負荷の低いものを使おうということで取り組みを率先しているのですが、一応、呼び掛けとして、中々これは禁止やあれは禁止やというルールは難しいと思うんですね。呼び掛けの中で、環境にやさしい配慮をした製品を使っただけのような呼び掛けは、今後も継続してやっていきたいと考えております。

(委員) まあ出来たらソフトルアーは控えるといった段階から始めていただいたら有り難いかと思います。

(事務局) 検討させていただきます。

(会長) 他にコメントありますかでしょうか。

(委員) 今の諮問と同様になると思いますけども、先ず外来魚につきましてはリリースを絶対止めて欲しいと言う要望を県の方にも上げさせてもらっております。依然としてリリースがされているのが実態です。大体釣って写真を撮ってまた逃がす。殆どが死んでいるのも見受けられますが、一匹が一匹のリリースにならない。後は繁殖してすごい影響力になってきますので、これは守っていただきたいということ。それと今のルアーの話ですけども、我々は藻を刈れということで、根こそぎ取っている

のですが、非常にたくさんのルアーをつけた釣具が上がってきます。処分する時にもその部分は選別して、色々とやっていかないと危険ですので、出来るだけルアーを引っかかりのないようにやるというのは難しいかも知れませんが、それが非常に多いというのは事実です。

それと漁具が損傷を受けています。これも要望書に上げさせていただいていますが、非常に漁具に損傷を与え、漁具を上げたりする時に怪我をしたりすることが多々出てきています。

それとプレジャーボートの関係ですが、前にもブロックからの席で発言させてもらったのですが、2馬力以下の許可のいない船が無灯火で夜間航行している。非常に漁船が出る時などに危ないような事も聞いています。ともかく夜間に魚釣りに出られることはそれなりの設備を整えてやっていただく必要があるのかと思いますので、そこらあたりを徹底していただきたいというのが要望です。

(会長) 有り難うございます。三点、ご意見いただいたと思います。先ずルアーの件、それから漁具の損傷の件、それから無灯火での小型船の走行の件、事務局の方からこれらにつきまして何かありますか。

(事務局) 委員からいただきました先ずはリリースの禁止の徹底、こちらにつきましては滋賀県の条例第18条で定めておりますことから、普及啓発は引き続きやっていきます。外来魚をゼロにすることを目標に進めてまいりたい。漁具の損傷であったり、けがをされているということについて把握しておりますが、その辺、釣り自体を禁止するのは中々難しいと思うのですが、先程から事務局から説明させていただいている白鬚のプレジャーボートの航行しかりですが、まずはマナーの問題であり、我々としても琵琶湖に対して思いやりをもってもらえるように呼び掛けの方に力をいれてやっていきたいと考えています。プレジャーボートの適合証の表示義務のない2馬力以下の船が夜間に無灯火で危険との御意見について、レジャー条例では灯火、無灯火の話はないのですが、前回50回の時にも警察本部の方からお答えいただいたところではございますが、出来る限りの呼び掛けの方をしていただいているということですので、今後も警察の方に頑張ってもらって、もし条例に規定が無いということであれば、マナーの問題ということもあるので、それについては行政がしっかりやっていく必要があると思っております。

(委員) すいません、失礼します。外来魚有効利用釣り大会には私も参加させてもらっています。外来魚という言葉の一文字でブラックバス、ブルーギル、その他チャネルキャットフィッシュ等もおりますが、十分に含まれていると思ってやっております。外来魚問題で感情的になるところもあったりしてデリケートな感じなので、これくらいでやっていただいた方が、琵琶湖のことを考えると将来的に良いのではないかと考えています。その方が我々にとっても良いのではないかと考えますので、強い言葉で止めちまえないというのは、あまりよろしくないのではと思います。よろしくお願いします。

(委員) できたらブラックバスという文言もチラシに入れていただけたらと。

(委員) はい、徐々にその方向には進むとは思いますが、時間がかかる部分は我々の中でものすごく多く感じますので、ちょっと長い目で見ていただけたらと思っております。

あと、ついでですけどルアーですね。我々釣り人はルアー釣りで楽しんでおります。プラスチック製品を多く使っているというのは認識しているのですが、このプラスチック製品の多くが工業製品だったり生活用品の流用で使われているものをルアー化してやっておりますので、いきなり釣り業界だけで新しいものに変える、その方向ではいまずが中々大きく舵を取れないので、これも自然的に全体が良くなれば改善されるものだと考えます。

あと漁具に対する損傷だとか、これは以前にも言いましたが、非常に申し訳なさを感じており、周知徹底、またしていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

(会長) はい、有り難うございました。はい、ほかいかがでしょうか。

(委員) 有り難うございます。三点あります。先ず一点目は外来魚のことですが、今、琵琶湖の中にはブラックバスやブルーギルだけでなく、アリゲーターガーとかタイワンドジョウとか、ブラックバスとブルーギル以外の外来種もいるんじゃないかと思っております、これも大きな在来種を餌とするものですので、ブラックバスとブルーギルとその魚種を定めるのではなくて全部外来種ですと、アリゲーターガーを釣り上げてみたら、これブラックバスと違うからリリースして良いわと思ってしまう釣り人もいますので、外来種とはどういうものかというのを、ちょっと啓発する必要があるのかなと思います。ひょっとしたらアリゲーターガーとかタイワンドジョウとかアメリカナマズの方がたくさん稚魚を食べている可能性もありますので、外来魚が実際どれだけいて、どれだけ駆除せなあかんのかということ、もう一度検証していただいて、外来魚の枠を広げていただけたらどうかと思います。

次に彦根の立入禁止の件です。バーベキューの件ですが、あれは地元の方も大変喜んでおられることですので、今のところは試行段階というふうに捉えています、継続されたらどうかと思います。試行段階で大体ゴミも減ったからそれで良いわと復元してしまうと、また元のありさまに戻りますので、彦根のバーベキュー禁止期間限定というのは通常、通年やるものというような形に位置づけておいた方が環境にもやさしいし、ゴミも少ないし、住民の方々のご迷惑も減少いたしますので、これも通年実行としていただけたらいいと思います。

それともう一点、白鬚神社の件ですけども、宮島の方では進入禁止区域というのを設けておられます。やはり白鬚神社は皆さんもご存知のように大きくマスコミも取り上げておりますので、もう一層のこと進入禁止といったことも念頭に置いて、そういう条例を作るとかして守った方が、鳥居の損傷が少なく無事になるかと思えます。

それと追加でもう一点です。各地域の方々とか土木関係とかいろんなところの横のつながりを非常に力強くやっておられますので、その横のつながりでいろいろ環境の保全というのがされているということは、いろんな所でも目にし耳にいたしますので、この横のつながりは今後も広げていただきたいと思います。この四点です。

(会長) はい、有り難うございます。四点目の横のつながりを今後も広げてというのはエールとして受け取らせていただきたいと思います。前半の三点の先ず一点目、外来魚の枠をブラックバス、ブルーギルだけでなくもっと枠を広げてはとのことですが、その他の外来魚に関して何か事務局の方で情報はお持ちでしょうか。

(事務局) 水産課の方で答えます。

(会長) お願いいたします。

(水産課) 水産試験場の方で調査をしております、基本的に今、琵琶湖で再生産して増えつつあるブラックバス、ブルーギルは当然そうなんですけど、先程名前が出たチャネルキャットフィッシュ、アメリカナマズですね。こちらの方は徐々に増えつつあることを確認しておりますが、その他の魚種に関しましても単発的に、おそらく飼っておられたのが飼いきれなくて放流された。アリゲーターガーとかも出て来るんですけども、その後、小さな個体いわゆる再生産しているという状況は確認出来ておりません。あと先程おっしゃっていた雷魚、タイワンドジョウに関しましては大正の頃から入ってまして、再生産はしていますが、言うほどに大量にいるという訳ではないという状況です。

(会長) はい、有り難うございました。県も充分そのあたりは調べられているということですね。特に外来魚の中での侵略性外来種と呼ばれる在来生物への影響が強いものに関しましては注視していく必要があります。また最近では海外産だけではなく国内外来魚の問題も指摘されています。そちらは遺伝子汚染というちょっと違う問題になってきますが、それらを含め外来魚の対策についてはこれからも検討していかねばならないと思います。

それから彦根のスロープの閉鎖の件ですね。委員、バーベキュー禁止とおっしゃいましたが、そうではなくスロープへの乗り入れ禁止ですね。こちらは試行とおっしゃいましたが当面は本格実施では。

(事務局) 先生、昨年度は試行でやらせていただきまして効果があったということで、今年度から本格的実施という形で試行という文字を看板から外してやらせてもらっています。確かに地元自治会の方からはゴールデンウィークにやってもらえないかとの話がありまして、今年度から来年度に向けてどうするかは地元自治会と彦根市と県で話し合いをしていきたいと思っております。本日は彦根市長にもご出席いただきありがとうございます。コメントをいただければと思います。

(委員) 今、ご説明いただきましたように夏の間は適正利用ということを目指して、規制をかけているということです。適正な利用という意味で、騒音とかの抑止には良いということで、これは前向きに検討するということですが。

他方、湖岸の適切な活用、にぎわいというのも必要でありますので、そこは是非、琵琶湖といういろんな意味での資源ですので、適切な利用によってにぎわいを創出していく、

そして地元の皆様に迷惑をかけないような範囲で、経済効果を上げていくというのも一つの課題でございますので、その着地をうまくしていけるように地元の皆様と協力しながら進めていきたいと思っています。

典型的な考え方として夏の間、松原地域というのは滋賀県から許可をいただいて市が水泳場として運営をしてきたということですが、年々もうお客様が随分減ってきていますし、これをどうしていくかと、ただ従来のような考え方で水泳を楽しむということにとどまらず、もっと有効な楽しみ方というのも実際に地域で活用されていることもあり、そのあたりをうまく調和をさせながら活用の道も探っていかなければならないと思っています。一旦、これで終わりにさせていただきます。

(会長) はい、県の方も琵琶湖保全再生法では、琵琶湖の活かすと守るの好循環を目指しており、守るだけではなく、活用とのバランスを取っていくことを大きな方針としています。またそういった中でのレジャーの適正なあり方というのも、従前とは違う観点からみななければならないかと思っております。有り難うございました。

それから三点目でございますね。白鬚神社の湖中大鳥居の件です。ご意見としてはやはり進入禁止にすべきではないかということですが、事務局に確認しますと、資料につけていただいた宮島の例は、これはいわゆる自主ルールですよ。その辺りをもう一回説明していただけますか。

(事務局) はい、宮島の時速8 kmルールを守ろうをお手元に見ていただきたいと思いますが、世界遺産である宮島の大鳥居につきましては、多くの被害があり、水上オートバイがやってきているという中で、ただ神社側とすれば湖上からの参拝を規制することによって、禁止するという話はやりたくないという話もあって、当初は行政が規制という話も出ていたようですが、神社側が反対されたということもあって、町の観光協会の方が中心となってPW安全協会と管理者で話をされましてこういうルールを作られて、今年度から運用されているということで、非常にこの効果が徐々に出て来ているという声は聞こえていることから、我々としても白鬚神社につきまして、先ほど委員から貴重なご意見をいただいたのですが、即規制で航行規制水域に指定してブイを浮かべて、我々が監視活動をするというのではなくて、まさに今年度呼び掛けをさせていただいて行動の変容も一部みられた部分もありますし、営業されているマリーナの方々の理解も非常に得られていることから、関係者間で、ただ白鬚神社の宮司さんは湖上からの参拝を宮島と違って反対されているところがあって、そこは大きく違うのですが、その中でこの地域にふさわしいルール作りをしていけないかと、ひいては来年度計画改定の最終年度で、計画改定の年になりますので、その一つの柱にローカルルールを位置づけてやっていけないかと考えており、一旦こういう形でやってみて、それでも駄目ならみんなルールを作ってみて、駄目だったら規制ということでワンステップ踏めないかと考えています。

(会長) レジャー利用適正化条例の中のローカルルールの規定について説明して下さい。

(事務局) 琵琶湖レジャー利用適正化基本計画改訂版 28 年 3 月の資料の後ろに条例本文がついていて、19 条の 2 という条文があります。ここでレジャー利用に関する地域協定という項目がございましてちょっと読ませていただきます。「地域住民、レジャー利用者、関係事業者またはこれらの者が組織する団体は、琵琶湖におけるレジャー活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、その地域における琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する協定（以下この条において「地域協定」という。）を締結し、これを知事に提出して、当該地域協定が適当である旨の認定を受けることができる。」ということで、過去には高島市の横山、近江舞子、長浜の長浜港の方で任意の団体を作られて、その地域にふさわしいルールを作って、それを知事が認定して過去は補助金等の制度も設けて、同時に県が補助をして支援をするということが、マナーがまだ確立されていない各地域で、この地域で地域協定が結ばれていたという過去の実績があります。ただここ数年、皆様もルールを守られている中で、この地域協定に基づく活動というのは長浜港でマナーアップ協議会が残っているだけで、他は活動されていない状況です。こういう項目もありまして活用しながらそれを変えるというのもあるのですが、それをもう少し太くして柱にした形で、来年度、計画を改定していくことを考えています。

(会長) 有り難うございます。宮島のケースはこの条例でいういわゆる地域協定にあたります。やり方としては今日の 1 番目の問題にありましたように、航行規制水域を拡大して網をかぶせるというやり方もあります。ただし、ご承知の通り、それをやりますと黄色いブイが神社の鳥居の周りを取り囲むということになります。それに対してどうなんだというご意見もあるようですので、まずは事務局の案といたしましては、宮島で行われているような地域協定的なものでやっていってはどうかということですね。

(委員) 事務局の説明有り難うございます。私もいきなり禁止というのは住民の感情とかいろんな地域の感情もあると思いますので、いきなり禁止というのは考えておりません。事務局が説明していただいたローカルルールに基づいたゆるやかな形での、何となく禁止になっているみたいな時間の流れで引き続き進めてほしい。白鬚神社だけではないと思います。琵琶湖の周りはずべてそうだと思います。

植生のある所もそうだと思います。ヨシのある所もそうだと思います。そういう形で一つの、今回やっていただくようなローカルルールを柱にしてそれを滋賀県のいろんな重要なところに段々、段々網掛けしていって、みんながルールを守って、知らない間に安全なところで安全にレジャーを楽しんでいただけるような琵琶湖になるのが理想かなと思います。有り難うございました。

(会長) はい。おっしゃる通りで白鬚神社だけではなくて同じようなところはいくつあると思います。やはりそういったところでも地域協定のようなものの検討を進める必要があるのかと思います。有り難うございます。ほか、いかがでしょうか。

(委員) 有り難うございます。各湖岸緑地で看板とか色々掛けていただいております。もう少し色彩とか景観に配慮した取り組みを今後、是非お願いしたいなあと思っているのと、マナーアップについて看板は目立たなければならぬというところはあるんです

が、これからの前向きな攻めの情報発信という意味で景観にマッチした工夫をしていたければ有り難いと思います。

ちょっと余談ですが名人さんの魚場って何処ですか。私の言いたいのは獲物の収穫を、どういう活用をされているのかをお示しいただけたら、すごく励みになるかもわかりませんのでどうぞごさいましょか。

(事務局) 名人が4月から11月にかけて毎日、朝4時、5時から9時頃まで行かれまして年間450Kg以上釣られるんですが、釣り場としては大津の琵琶湖ホテルの裏側の水上警察の横の栈橋で毎日釣りをされています。釣り上げた魚については回収ボックスの方に入れていただいて、県の回収員が月・水・金で回収させていただいて、残念ながら鮮度が悪いので外来魚回収ボックスで回収したものについてはクリーンセンターで焼却処分しています。ただ回収いけずに入れてもらった外来魚は、堆肥にして野菜を作っていただくなどの取り組みをしているところです。

(会長) はい、よろしいでしょうか。湖岸緑地等の看板設置について。

(事務局) それについては都市計画課が本日欠席なので、しっかりその情報は伝えたいと思っております。我々がレジャー条例に基づいて設置している看板は、県内にある82箇所設置しておりまして、木材を使って風景と一体化するような形でさせていただいています。もし委員の皆様が見られて、何かありましたら、是非ご意見いただきましたら改善等図っていきますのでよろしくお願いいたします。

(会長) よろしくお伝え下さい。中々、難しいですね。看板は目立たせないといけません、景観の問題もありますよね。

(委員) 資料3-2水上オートバイの利用隻数の変化について、近江舞子でかなり水上オートバイのレジャーの人達が利用しているという結果なんですけれども、この近江舞子がこのようにたくさんの方が入っているということで、それに関しての何か不適切なことはないとか、そういったことの調査とかはなさっておられるのでしょうか。

(事務局) 失礼いたします。近江舞子については数字からもわかるように夏場のシーズンにおいては、ものすごい数が来ているような状況でして、我々も土・日曜日、休日中心に資料4-2でやっているような活動をしており、監視、取り締まりを強化、ここに関し船を出して、水上オートバイを借り上げて、陸上からも巡視をさせまして、三班体制でしっかりと抑えにいくといった形でやらせていただいております。

(会長) 資料4-1の6ページですね。今年は指導・警告は109件ありましたが、内訳で例えば近江舞子で何件とかはわかりますか。

(事務局) 資料4-2の裏面をみていただくと109件の内訳が書いてありまして、北比良、近江舞子、北小松周辺で断トツに数が多い形となっています。

本来の数字が水上オートバイによる指導・警告件数になっておりまして、資料4-2の取り締まりをしているのが近江舞子周辺となっておりますので38+58の96件になります。

(会長) これは集計の時期が違うのですか、数字がちょっと。いずれにしてもやはり指導・警告が多いですね。

(事務局) すいません。かっこ内の数字は水上オートバイでの指導・警告でして、北比良、近江舞子で58件、監視船若しくは陸上からの指導がありましてかっこ内の38件というのが水上オートバイからの指導件数ですので足して96件となります。合計のところは71+38で109件となります。

(会長) 陸上からの指導件数と水上バイクでの指導件数ということになるのですね。はい、わかりました。

(委員) ちょうど今、近江舞子の所が出たので伺いたいのですが、どのあたりだったか近江舞子の所の湖岸で、恐らく違法だと思われる駐車場を作ったという話を人から聞いたんですけど。琵琶湖に流れ込んでいる小さな河川の裾の部分勝手に付け替えたような形で、土地を広げてそこに駐車場が作られていたというような話を去年聞きました。もしかして対処済みかも知れませんが、もし何かありましたら教えて下さい。

(事務局) また調べて確認させていただいて、次回の審議会でご報告させていただくということでよろしいでしょうか。

(委員) お願いします。

(事務局) 直ぐに各委員にお伺いを、皆様にさせていただきたいと思います。すいませんでした。

(会長) 他、いかがでしょうか。

(委員) 資料3-1なんですけど、水上バイクの台数を表にされているんですけど、これは最終的にゼロにしたいんでしょうか。私、この資料3-3のまさに近江舞子の夏だけじゃなく、一年中、ジェットスキーをやらせていただいています、マナーの悪いやんちゃなオートバイライダーはごくごく一部なんですよ。

ずっと30年以上、水上バイクをやらせていただいています、私も恐ろしいですよ。パトロール艇に乗って見てるんですけど、何の権限もない社会の一人なんで怖いんですよ。なので罰則を厳しくする以外は悪質なライダーというのはいなくならないと思います。30年経っても私は全然変わってないと思うんですよ。そういうのだけではないと思えないと思います。死亡事故もたくさん起きてますし、こんな危ない乗り物に何でもっと規制がないのかいつも思っています。

(会長) 有り難うございました。もとより水上バイクの数そのものを減らすのが目的ではなくて、マナーの悪い危険な走行をする水上バイクを減らしたいというのが目的です。罰則を厳しくすべきではとのご意見ですね。以前からも問題となっていますね。

(委員) プレジャーボートの進入の関係なんですけど瀬田川の方で今年、私の知っている範囲で4、5件ぐらい入ってきてます。で、一応、警察の方に連絡しているんですけども、今年はジェットエンジンで大きなやつで外人が乗ってましたね。恐らく石山寺ぐらいまで行って帰るんですけど、通報して警察が来てくれた段階では、そこらにいないというところが数件見受けられました。我々が注意出来る範囲では釣りのプレジャーボートも入っていますし、それは注意して出て行ってもらっていますが、非常にスピードも速いし危険を伴うし実際、ボートをおろしておられる関係のところもあると思うんですけど、そういう周知がどこまでされているのか、また警察に通報した場合、ここに数値が挙がっているのに反映しているのか。そこらは私等は良くわからないですが、ともかく安全上のことですから、いつも言っていますように、何ノット以下で、ほとんどスピードをゆるめて航行する場所なんですけど、そこへ全然わからずに入ってきているのが多いと思うんですけど、そこらあたりはどのような形になっているのかちょっと聞きたいです。

(会長) はい、いくつかあったと思いますが、先ず数字の問題はですね、警察等に通告したような数値というものは指導・警告の中に含まれているのかということですね。察するにこれはレジャー利用の航行規制をやったところの監視ですね。委員が言われるような一般的なそれ以外の水上安全上のものは入っていないのでは。

(事務局) 出ているのは我々が監視活動をやった上での数字になります。ただ県内 26 水域ある中、航行水域内における騒音の違反航行について警察の方に連絡される方がおられる場合は、警察の方から我々の方に情報を入れていただくようになっていますし、我々も現地に向かって連携して指導しているところでございます。

(会長) それからもう一点、やはりそこを走ってはいけないんだということそのものが充分周知されていないことに関して、禁止区域の周知方法については。

(事務局) 琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例に基づく航行規制水域に指定した場合には、黄色のブイを浮かべるということになっているんですが、瀬田川の7ノット水域については、警察本部の方ではどうですか。

(会長) マイクをお願いします。

(警察本部) 警察本部です。瀬田川については、7ノット水域の規制という標識などは立てておりません。警察独自の活動として各警察署、交番、駐在所を通じてですね、マリーナや船舶管理業者に対して水上安全条例の広報、啓発というのは警察独自でやって

おります。

(会長) はい、引き続き啓発の方をよろしく願いいたします。

(委員) それともう一点。侵入者がいた時には写真はとっているんですけど写真が不鮮明でよくわからない。通常の船舶では読み取れない。それは証拠写真とはならないということですけど、どこまでが犯罪になるのか、検挙される対象になるのか、単なる写真だけだったら、全然効力を発しないと言われましたので、そこらあたりどうなのか、例えばですよ、自動車みたいに監視カメラをつけておくとか、そんなことが出来ないかどうか、ちょっと思い出したので。

(会長) 今のはよろしいですか、事務局。

(委員) 今日警察の方も来ておられるということなので、そこら辺りの見解を聞きたいと思っているんですけど。

(会長) 今の時点で何かお答えできますか。

(警察本部) 監視カメラというのは今のところは、警察の方では考えておりません。やはりこの突発的に入って来られる方がほとんどで、だいたい周知されている方は長年ご存知で入って来られない。これは地道な広報、啓発で粘り強く警備艇やらを通じて、注意、指導を行っていった上で、違反を繰り返すものについては強い姿勢で検挙という方針でいっております。

(会長) よろしく願いいたします。ほか、いかがでしょうか。

(委員) 委員がおっしゃったことに関してなんですけど、琵琶湖で実際に事故にあって亡くなったりした方もおられますし、山に入る時には住所とか名前を記入しているんですけども、琵琶湖の場合もそういうプレジャーボートとか速いボートとか、琵琶湖に入る時に名前を書くとか記入するとか、ボートのナンバーを書くとか、何かそういうやり方って出来ないでしょうかね。そしたら誰が琵琶湖に入っているかを見える化していつてわかりやすいんじゃないかと思うんです。関所じゃないですけども、何処かにボートが入って来る時に何月、何日、何時、何分、誰々が入りましたよ、みたいな気帳簿みたいながあれば特定出来るんじゃないかと思うのですが。

(会長) はい、有り難うございます。おそらく現実的にはマリーナ等でそういう管理が出来るかということだろうと思うんですが、今の時点で委員、何かお答えいただけるでしょうか。

(委員) おそらく今、委員長がおっしゃったようにマリーナの方で主なものは管理出来る。ただ小型のものについてはトーイングという形で来ますので、私も琵琶湖に住んで

ないものですから詳しくないんですけど、降ろす時には必ずスロープが必要になりますので、スロープという定点のところ、そういう他から来るものをキャッチすることは出来るかなと思います。ただ、24時間、365日、幾つそういう箇所があるということにもよりますので、結構大変な作業かなと思います。

(委員) それに関連して、一応マリーナの方としては会員さんでございますので出入庫については出入庫届けを出していただいでその日の管理は出来ています。ただ、先程もおっしゃっていたように拠点以外でトレーラーで出すとかについては管理出来ていないように思うので100%それを確実に把握するのは不可能だと思います、以上です。

(会長) はい、有り難うございます。ただいづれにしてもマリーナで把握できている部分もあるということですね。

有り難うございます。まだまだご意見、ご質問等はあると思いますが、そろそろ時間の方が迫ってきましたので本日の議論につきましてはここまでとさせていただきます。

冒頭、部長の挨拶にありましたように来年度が琵琶湖レジャー利用適正化基本計画の計画期間の最終年度となります。それに合わせて今年が改定作業になりますことから、今日いただきました貴重なご意見につきましてはそのためにいかしていただきたいと思ひます。

そうしましたら本日の議事は以上とさせていただきます。